

# お茶の水女子大学学報

昭和 55 年 9 月 1 日  
お茶の水女子大学庶務課

## 目 次

関係法令	1
学内規程	1
人事	3
学事	6
諸報	16
海外渡航	16
給与及び寒冷地手当に関する勧告について	17
56歳以上の職員の昇給制度の改正について	27
「テレビ・ラジオ大学講座」受講生募集について	27
昭和55年度第1回月例研修会について	27
共済組合体育大会について	28
計報	28
新任者住所	28
職員の住所変更	28
住居表示変更	28
電話架設	28
電話番号変更	28
日誌(抄)	28

## 関係法令

### 【 法 律 】

○昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（法律第74号、5月31日官報号外）

### 【 政 令 】

○昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第147号、5月31日官報号外）

○国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（政令第148号、5月31日官報号外）

○国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（政令第189号、6月30日官報号外）

### 【 省 令 】

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（大蔵省令第32号、7月3日官報）

### 【 規 則 】

○初任給、昇格、昇給等の基準の一部を改正する規則（人事院規則9-8、6月25日官報）

○災害を受けた職員の福祉施設の一部を改正する規則（人事院規則16-3、7月31日官報）

○補償及び福祉施設の実施の一部を改正する規則（人事院規則16-4、7月31日官報）

### 【 告 示 】

○昭和56年度科学研究費補助金の計画調査の提出期間を定める件（文部省告示第99号、5月15日官報）

## 学 内 規 程

○お茶の水女子大学規則第21号  
お茶の水女子大学文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和55年5月13日

お茶の水女子大学長 井 上 茂

お茶の水女子大学文書管理規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文書管理規程の一部を次のように改正する。

第2条第3項第4号中「(附属学校の事務部門を除く。)」を削り、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- 一 部局 事務局、学生部、保健管理センター、各学部、大学院人間文化研究科、附属図書館、女性文化資料館、生活環境研究センター及び附属学校部
- 二 課 各課、入学主幹室、各事務部及び附属学校部事務室

第11条第1項中

「茶女大図第 号 附属図書館に属するもの

茶女大女第 号 女性文化資料館に属するもの

- 茶女大文第 号 文教育学部（附属学校を除く。）に属するもの
- 茶女大小第 号 附属小学校に属するもの
- 茶女大中第 号 附属中学校に属するもの
- 茶女大高第 号 附属高等学校に属するもの
- 茶女大幼第 号 附属幼稚園に属するもの
- 茶女大理第 号 理学部に属するもの
- 茶女大家第 号 家政学部（家政学部に属するもの）
- 茶女大研第 号 大学院人間文化研究科に属するもの
- 茶女大図第 号 附属図書館に属するもの
- 茶女大女第 号 女性文化資料館に属するもの
- 茶女大生第 号 生活環境研究センターに属するもの
- 茶女大附第 号 附属学校部に属するもの
- 茶女大小第 号 附属小学校に属するもの
- 茶女大中第 号 附属中学校に属するもの
- 茶女大高第 号 附属高等学校に属するもの
- 茶女大幼第 号 附属幼稚園に属するもの

「茶女大文第 号 文教育学部に属するもの  
茶女大理第 号 理学部に属するもの  
茶女大家第 号 家政学部（家政学部に属するもの）  
茶女大研第 号 大学院人間文化研究科に属するもの  
茶女大図第 号 附属図書館に属するもの  
茶女大女第 号 女性文化資料館に属するもの  
茶女大生第 号 生活環境研究センターに属するもの  
茶女大附第 号 附属学校部に属するもの  
茶女大小第 号 附属小学校に属するもの  
茶女大中第 号 附属中学校に属するもの  
茶女大高第 号 附属高等学校に属するもの  
茶女大幼第 号 附属幼稚園に属するもの」に改める。

別表第1中「（附属学校職員については文教育学部事務長）」を削り、

「部局等別区分」	所管の課長
(1) 事務局、学生部及び附属図書館	所管の課長
(2) 保健管理センター	所 長
(3) 女性文化資料館	館 長
(4) 各学部（学部附属の学校及び教育研究施設を除く。）	所管の学科主任又は事務長
(5) 各附属学校	所管の付属学校長
(6) 臨海実験所	所 長
(7) 食物化学研究施設	施 設 長
(8) 人間文化研究科	研究科長

を

「部局等別区分」	所管の課長
(1) 事務局、学生部、附属図書館及び附属学校部	所管の課長
(2) 保健管理センター	所 長
(3) 各学部（学部附属の教育研	所管の学科

究施設を除く。）

- (4) 理学部附属臨海実験所
- (5) 大学院人間文化研学科
- (6) 女性文化資料館
- (7) 生活環境研究センター
- (8) 各附属学校

主任又は事務長  
所 長  
研 究 科 長  
館 長  
所 長  
所管の附属学校長

に改める。

附 則

この規程は、昭和55年5月13日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

○お茶の水女子大学規則第22号

お茶の水女子大学健康安全管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和55年6月14日

お茶の水女子大学長 井 上 茂

お茶の水女子大学健康安全管理規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学健康安全管理規程の一部を次のように改正する。

第2条中「附属図書館（女性文化資料館を含む。）、学部（文教育学部にあつては、附属小学校、附属中学校、附属高等学校及び附属幼稚園を含む。）及び大学院人間文化研究科」を「文教育学部、理学部、家政学部（生活環境研究センターを含む。）、大学院人間文化研究科、附属図書館（女性文化資料館を含む。）及び附属学校部（各附属学校を含む。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表

健康管理者、安全管理者、健康管理担当者、安全管理担当者

区 分	健康管理者	安全管理者	健康管理担当者	安全管理担当者	備 考
本 部	庶務課長	会計課長	庶務課職員係長	会計課総務係長	
文教育学部	事務長	事務長	学務係長	学務係長	
理学部	事務長	事務長	学務係長	学務係長	
家政学部	事務長	事務長	学務係長	学務係長	
大学院人間文化研究科	庶務課長	庶務課長	庶務課大学院係長	庶務課大学院係長	
附属図書館	事務長	事務長	総務係長	総務係長	
附属学校部	事務室長	事務室長	総務係長	総務係長	

附 則

この規程は、昭和55年6月14日から施行する。

〇お茶の水女子大学レクリエーション運営委員会内規の一部を改正する内規

お茶の水女子大学レクリエーション運営委員会内規の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 委員会は、次の委員をもつて組織する。

- 一 事務局長
- 二 各課長、入学主幹及び各事務長
- 三 附属学校部総務係長

附 則

この内規は、昭和55年6月14日から施行する。

〇お茶の水女子大学事務改善研究委員会要項の一部を改正する要項

お茶の水女子大学事務改善研究委員会要項の一部を次のように改正する。

第10の表の構成員欄中「附属小学校事務主任」、「附属中学校事務主任」及び「附属高等学校事務主任」を、それぞれ「附属学校部教育研究係長」、「附属学校部総務係長」及び「附属学校部教務係長」に改め、同表欄外右下に「(昭和55年5月1日改正)」を加える。

〇お茶の水女子大学規則第23号

お茶の水女子大学附属学校長選考規程を次のように定める。

昭和55年7月9日

お茶の水女子大学長 井 上 茂

お茶の水女子大学附属学校長選考規程

お茶の水女子大学文教育学部附属学校長候補者選考規程(昭和33年1月10日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 お茶の水女子大学附属学校の校長及び園長(以下「校長」という。)の選考は、この規程の定めるところにより学長が行う。

(選考の時期)

第2条 校長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 校長の任期が満了するとき。
- 二 校長が辞任を申し出たとき。
- 三 校長が欠員となつたとき。

2 校長の選考は、前項第1号の場合においては、任期満了の30日前までに、同項第2号又は第3号の場合においては、速やかに行うものとする。

(候補者の範囲)

第3条 校長は、本学専任の教授であつて、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第8条に規定する資格を有する者のうちから選考する。

(選考の方法)

第4条 校長候補者を選考するため、校長候補者選考

委員会(以下「選考委員会」という。)を設ける。

(選考委員会)

第5条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 附属学校部長
- 二 各学部長
- 三 各学部から選出された教授各1人
- 四 各校長(欠員のときはその事務を代理する者)
- 五 当該附属学校所属の教官中から選出された者1人

2 前項第3号及び第5号の委員は、学長が任命する。

3 選考委員会に委員長を置き、附属学校部長をもつて充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 選考委員会は、委員の4分の3以上の出席をもつて成立する。

(任期)

第6条 校長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 校長が辞任した場合又は欠員となつた場合における後任者の任期については、その任命の日から起算して2年を経過した日の翌日の属する年度の末日をもつて、満了するものとみなす。

(事務)

第7条 校長候補者の選考に関する事務は、附属学校部事務室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和55年7月9日から施行する。

2 お茶の水女子大学教官選考規程の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第4条、附属学校の長並びに附属学校の教官については第17条ないし第19条」を「次条」に改める。

第17条から第19条までを削る。

人 事

◎人事異動

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(配置換)			
55. 5. 1	文 部 事 務 官 (学生課学生係長)	岩 崎 哲 昌	庶務課庶務係長に配置換する

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 5. 1	文部事務官(附属中学校事務主任)	筑井 克己	学生課学生係長に配置換する
〃	文部事務官(庶務課庶務係長)	福本 健弥	附属図書館総務係長に配置換する
〃	文部事務官(附属図書館総務係長)	添谷 東吾	附属学校部総務係長に配置換する
〃	文部事務官(附属高等学校事務主任)	高橋 傳	附属学校部教務係長に配置換する
〃	文部事務官(附属小学校事務主任)	高木 敏裕	附属学校部教育研究係長に配置換する
〃	文部事務官(附属小学校)	熊谷とも子	附属学校部に配置換する
〃	〃	大沢 輝子	〃
〃	〃	平松 周二	〃
〃	文部技官(附属小学校栄養士)	井上ゆかり	附属学校部栄養士に配置換する
〃	文部技官(附属小学校調理師)	田中 仁	附属学校部調理師に配置換する
〃	用務員(附属小学校炊婦)	中村 光子	附属学校部炊婦に配置換する
〃	用務員(附属小学校作業員)	篠原 三明	附属学校部作業員に配置換する
〃	文部事務官(附属中学校)	斉藤 正男	附属学校部に配置換する
〃	〃	猿丸万喜子	〃
〃	〃	稲村ひろの	〃
〃	用務員(附属中学校作業員)	大麻志賀子	附属学校部作業員に配置換する
〃	〃	百 正二	〃
〃	文部事務官(附属高等学校)	渡辺 昭子	附属学校部に配置換する
〃	〃	堀江 順子	〃
〃	〃	柴田 正造	〃
〃	用務員(附属高等学校作業員)	女ヶ沢清吉	附属学校部作業員に配置換する
〃	用務員(附属幼稚園作業員)	畠山みつる	〃
〃	〃	関明田カヨコ	〃
55. 5. 21	文部事務官(社会教育局青少年教育課付)	池田 福蔵	厚生課長に配置換する
(併任)			
55. 4. 25	文部教官(助教授文教育学部)	石丸 昭二	横浜国立大学助教授教育学部に併任する併任の期間は昭和55年10月13日までとする
55. 6. 1	文部教官(教授家政学部)	津守 真	家政学部長に併任する併任の期間は昭和57年5月31日までとする評議員に併任する併任の期間は昭和57年5月31日までとする
(事務取扱)			
55. 5. 21	文部事務官(学生課長)	樋沼 宗吉	厚生課長事務取扱を免する

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 7. 15	文部教官(教授文教育学部)	勝部 真長	附属中学校長事務取扱を命ずる
55. 8. 21	〃	〃	附属中学校長事務取扱を免する
〃	〃	頼 惟勤	附属中学校長事務取扱を命ずる
(休職)			
55. 5. 10	文部教官(附属小学校教諭)	沢本 和子	育児休業を許可する育児休業の期間は昭和55年5月10日から昭和55年12月31日までとする
(辞職)			
55. 6. 30	用務員(厚生課作業員)	直井ハツノ	辞職を承認する
55. 7. 31	文部事務官(附属学校部)	熊谷とも子	〃
(臨時的任用)			
55. 5. 10		富岡 千代	文部教官(附属小学校教諭)に臨時的に任用する任期は昭和55年12月31日までとする
55. 8. 27		田中都慈子	文部教官(附属幼稚園教諭)に臨時的に任用する任期は昭和55年10月7日までとする
(昇任)			
55. 8. 1	文部教官(助手生活環境研究センター)	大橋 昌子	助教授生活環境研究センターに昇任させる
(併任解除)			
55. 7. 15	文部教官(教授文教育学部)	大宮 誠	附属中学校長の併任を解除する
(事務代理)			
55. 8. 8	文部教官(教授文教育学部)	勝部 真長	附属幼稚園長事務代理を命ずる
55. 8. 21	〃	〃	附属幼稚園長事務代理を免する
〃	〃	森 隆夫	附属幼稚園長事務代理を命ずる
〃	文部教官(学長)	井上 茂	附属学校部長事務代理を命ずる
55. 8. 26	文部教官(教授文教育学部)	森 隆夫	附属幼稚園長事務代理を免する
55. 8. 29	文部教官(学長)	井上 茂	附属学校部長事務代理を免する

◎学内委員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 15	教 授	荒川 信彦	予算委員会委員を命ずる任期は昭和56年3月31日までとする
〃	教 授	福場 博保	予算委員会委員を免する
〃	助 教 授	小林 彰夫	施設計画委員会委員を命ずる任期は昭和57年3月31日までとする
〃	教 授	福場 博保	施設計画委員会委員を免する
55. 5. 14	助 教 授	宮川 幸久	一般教育委員会委員を命ずる任期は昭和56年3月31日までとする
〃	教 授	外山滋比古	一般教育委員会委員を免する

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 7. 1	講 師	平野由紀子	女性文化資料館運営委員会委員を命ずる 任期は昭和56年3月31日までとする
〃	助 教 授	小池 三枝	〃
〃	教 授	大口勇次郎	女性文化資料館運営委員会委員を命ずる
〃	助 教 授	原 ひろ子	〃
〃	教 授	外山滋比古	女性文化資料館専門員を命ずる 任期は昭和57年6月30日までとする
〃	〃	大口勇次郎	〃
〃	助 教 授	原 ひろ子	〃
〃	教 授	中山 時子	外国人留学生顧問教官を命ずる 任期は昭和57年6月30日までとする
〃	〃	浅見千鶴子	〃

◎非常勤講師

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
55. 5. 1		田中 元	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
(併任)			
55. 5. 1	東京大学教授	萩野 一善	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
55. 5. 17	放射線医学総合研究所	安田 徳一	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和55年7月12日までとする
55. 6. 16	東京芸術大学助教授	米谷 治郎	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
55. 7. 1	筑波大学助教授	高橋 伍郎	講師(文部教育部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	山梨大学教授	西平 直喜	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
(併任解除)			
55. 5. 31	東京芸術大学教授	伊達 純	講師(文教育学部)の併任を解除する
〃	附属中学校教諭	佐藤 絢子	〃
(辞職)			
55. 8. 31	講師(附属小学校)	西村 佳子	辞職を承認する

◎非常勤職員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
55. 5. 1		遠藤 幸子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 5. 1		宮脇 裕子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		神埜 正子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和55年9月30日までとする
〃		木庭 敏江	教務補佐員(生活環境研究センター)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
55. 5. 16		栗原武美子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和55年9月30日までとする
〃		石田 智子	事務補佐員(大学院人間文化研究科)に採用する 任期は昭和55年12月27日までとする
〃		小林千枝子	〃
55. 6. 1		松島 宏子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
55. 7. 1		飯塚とみ江	臨時用務員(人間文化研究科)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
55. 8. 1		加藤 玲子	事務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
(任用更新)			
55. 6. 1	事務補佐員(家政学部)	小宮山雅代	任用を更新する 任期は昭和56年3月31日までとする
(配置換)			
55. 5. 1	事務補佐員(入学主幹付)	川村 桂子	臨時事務補佐員(入学主幹付)に配置換する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃	臨時技能補佐員(附属高等学校)	細渕 佐重	附属学校部に配置換する
〃	事務補佐員(附属高等学校)	武田むつみ	〃
〃	臨時用務員(附属小学校)	篠原とし子	〃
〃	〃	北村 キン	〃
〃	〃	前田 良子	〃
(辞職)			
55. 5. 31	教務補佐員(文教育学部)	小野満みどり	辞職を承認する
〃	教務補佐員(家政学部)	和田今日子	〃
55. 7. 16	事務補佐員(会計課)	成毛 春美	〃
55. 8. 31	教務補佐員(家政学部)	進藤 千草	〃
(併任)			
55. 8. 1	教務補佐員(家政学部)	上野 啓子	事務補佐員(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする

# 学 事

○昭和56年度 お茶の水女子大学入学者選抜学力検査実施教科・科目

学部(学科・専攻・ 課程)名 科目数等 出題教科・科目名		文 教 育					
		哲学科・史学科・地理学科・国文学科・外国文学科(中国文学・中国語学・英文学・英語学・仏文学・仏語学) 教育学科(教育学専攻)			教 育 学 科 (表現体育学専攻)		
(教科名)	(科目名)	出題科目	受験科目数	摘 要	出題科目	受験科目数	摘 要
国 語	現代国語	◎	2	同一時間内に 解答	◎	2	同一時間内に 解答
	古典 I 乙	◎			◎		
数 学	数 学 I						
	数 学 II B						
	数 学 III						
理 科	物 理 I・I						
	化 学 I・I						
	生 物 I・I						
外 国 語	英 語 B	○	1		○	1	
	ド イ ツ 語	○			○		
	フ ラ ン ス 語	○			○		
実 技	体 育 実 技				◎	(1)	
	音 楽 実 技						
小 論 文							
合 計		5	3		5(1)	3(1)	

- 備考 1. ◎印は指定科目、○印は選択科目を示す。  
 2. ※「高等学校学習指導要領」(昭和45年10月文部省)  
 3. ( )内は実技検査を示す。

学 部			理 学 部					
教 育 学 科 (音楽教育学専攻)			数 学 科			物 理 学 科		
出題科目	受験科目数	摘 要	出題科目	受験科目数	摘 要	出題科目	受験科目数	摘 要
◎	2	同一時間内に解答						
◎								
			◎	2	同一時間内に解答	◎	2	同一時間内に解答
			◎			◎		
			◎	1	同一時間内に解答 ただし、数学科の数学Ⅱについては数学Ⅰ、ⅡBの範囲から出題することもある。	◎	1	同一時間内に解答 ただし、指導要領※内容「(72、73頁)のうち「(4)原子の構造」を除く。
						◎		
○	1		○	1				
○			○					
○			○					
	(1)							
◎								
5(1)	3(1)		6	4		4	4	

学部(学科・専攻・課程)名		理 学 部				
		化 学 科			生 物	
出題教科・科目名		出題科目	受験科目数	摘 要	出題科目	受験科目数
国 語	現 代 国 語					
	古 典 I 乙					
数 学	数 学 I	◎	2	同一時間内に解答	◎	2
	数 学 II B	◎			◎	
	数 学 III				○	2
理 科	物 理 I・II	○	2	同一時間内に解答 ただし、指導要領※物理IIの 「内容」(72、73頁)のうち 「(4)原子の構造」を除く。 生物IIの「内容」(80頁)のう ち、「(1)生命現象と分子」及び 「(3)生物の進化」を除く。	○	
	化 学 I・II	◎			○	
	生 物 I・II	○			◎	
外国語	英 語 B					
	ド イ ツ 語					
	フ ラ ン ス 語					
実 技	体 育 実 技					
	音 楽 実 技					
小 論 文						
合 計		5	4		6	4

- 備考 1. ◎印は指定科目、○印は選択科目を示す。  
2. ※「高等学校学習指導要領」(昭和45年10月文部省)



家 政 学 部								
学 科	児 童 学 科			食 物 学 科				
摘 要	出題科目	受験科目数	摘 要	出題科目	受験科目数	摘 要		
	○	1～2	国語、数学、外国語のうち1教科を選択すること。 ただし、外国語を選択の場合は、英語B、ドイツ語、フランス語の中から1か国語選択					
	○							
同一時間内に解答	○				◎	2	同一時間内に解答	
	○				◎			
同一時間内に解答ただし、指導要領※物理Ⅱの「内容」(72、73頁)のうち「(4)原子の構造」を除く。生物Ⅱの「内容」(80頁)のうち、「(1)生命現象と分子」及び「(3)生物の進化」を除く。						1	指導要領※物理Ⅱの「内容」(72、73頁)のうち「(4)原子の構造」を除く。生物Ⅱの「内容」(80頁)のうち、「(1)生命現象と分子」及び「(3)生物の進化」を除く。	
					○			
					○			
					○			
	○					○		
	○					○		
	○			○				
	◎	1						
	8	2～3		8	3			

学部(学科・専攻・課程)名 科目数等		家政学部		
		被服学科 家庭経営学科		
出題教科・科目名		出題科目	受験科目数	摘要
国語	(教科名) 現代国語	○	2	国語、数学のうち1教科を選択すること。  同一時間内に解答
	(科目名) 古典 I 乙	○		
数学	数学 I	○		
	数学 II B	○		
	数学 II			
理科	物理 I・I			
	化学 I・I			
	生物 I・I			
外国語	英語 B	○	1	
	ドイツ語	○		
	フランス語	○		
実技	体育実技			
	音楽実技			
小論文				
合計		7	3	

- 備考 1. ◎印は指定科目、○印は選択科目を示す。  
2. ※「高等学校学習指導要領」(昭和45年10文部省)

## ○ 昭和56年度お茶の水女子大学大学院理学研究科修士課程学生募集要項

### 1. 出願資格 下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者及び昭和56年3月卒業見込の者
- (2) 文部大臣の指定した者
- (3) 外国の大学を卒業した者
- (4) 本学の大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

### 2. 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、学力検査（筆記試験・口述試験）、調査書等を総合して決定する。
- (2) 外国人学生の選抜は、本学大学院外国人学生規程による。

### 3. 募集人員及び学力検査

専攻名	募集人員	試験日時	試験科目	専攻名	募集人員	試験日時	試験科目
数 学	10 名	9月12日(金) 9:20~ 10:50	一般・基礎教育科目 (微積分代数と幾何位 相空間)	化 学	10 名	9月11日(木) 10:30~ 12:00	一般・基礎教育科目 (化学及び※「物理学又 は生物学J 専門科目(化 学)
		11:00~ 12:30	外国語 (英・独・仏・露のう ちから2か国語を選 択)			13:00~ 16:00	専門科目(化 学)
		13:30~ 15:30	専門科目(数 学)			9月12日(金) 10:00~ 12:00	外国語 (英・独・仏・露のう ちから2か国語を選 択)
		16:30~	口述試験			13:30~	口述試験
物理学	10 名	9月12日(金) 9:20~ 10:50	一般・基礎教育科目 (物理学)	生物学	10 名	9月12日(金) 10:00~ 12:00	外国語 (英・独・仏・露のう ちから2か国語を選 択)
		11:00~ 12:30	外国語(英・独・仏・ 露のうちから2か国語 を選択)			13:00~ 16:00	専門科目(生物学)
		13:30~ 15:30	専門科目(物理学)			16:30~	口述試験
		16:30~	口述試験				

※物理学又は生物学のうち1科目を選択すること。

ただし、志望区分「化A」「化F」志望者は第1志望・第2志望を問わず「物理学」を選択すること。

### 4. 出願期間

昭和55年9月1日(月)から9月8日(月)まで。

郵送する場合は、必ず書留として「大学院入学願書」と朱書し、9月8日「月」までに必着のこと。

### 5. 出願手続

#### (1) 願書受付

ア 場所 お茶の水女子大学理学部事務部

〒112 東京都文京区大塚2丁目1の1

電話：東京(03)943-3151(大代表)

- イ 時間 平日は午前9時から午後3時まで  
土曜日は午前9時から11時30分まで

(2) 提出書類等

- ア 志願者名票、受験票及び履歴書（本学所定の用紙）  
イ 卒業（又は見込）証明書  
ウ 健康診断書（本学所定の用紙）  
エ 調査書（本学所定の用紙）  
オ 検定料 12,000円 現金又は郵便為替  
カ 受験承諾書 在職者及び他の大学の大学院在籍者は、所属長の承諾書を提出すること。  
（様式随意）  
キ 返信用封筒 郵送の場合に限り、あて先を明記して、50円切手をはった定形郵便物封筒を同封する。

6. 合格者の発表

- (1) 9月18日（木）正午の予定。理学部1号館内に掲示するとともに、合格通知書を送付する。  
(2) 入学手続関係書類は、昭和56年3月中旬に送付する。

7. 修了の条件及び学費

- (1) 修業年限は2年以上とする。  
(2) 総計30単位以上修得すること。  
(3) 課程の修了には前2項のほか、学位論文を提出して最終試験に合格することを必要とする。  
(4) 入学科 80,000円、授業料 年額 180,000円

8. その他

- (1) 出願後、書類の変更や検定料の払い戻しは行わない。  
(2) 出願書類等の請求は、あて先を明記し、60円切手をはった定形郵便物封筒（23.5cm×12cm）を同封すること。  
(3) 受験に関する問い合わせは、往復はがきによるか、返信用封筒（切手添付）を同封し、必ず返信先を明記すること。

9. 第2次募集

実施の有無については合格発表の日に公示する。

10. 大学所在地案内

- 都営バス 大塚2丁目停留所前  
地下鉄 丸の内線 茗荷谷駅から徒歩 約5分  
地下鉄 有楽町線 護国寺駅（音羽口）から徒歩 約5分

## ○ 昭和56年度お茶の水女子大学大学院家政学研究科（修士課程）

## 学 生 募 集 要 項

## 1. 専攻名及び募集人員

専 攻 名	募集人員
児 童 学 専 攻	8
食 物 学 専 攻	10
被 服 学 専 攻	8
家 庭 経 営 学 専 攻	6

## 2. 修 業 年 限 2年

## 3. 出 願 資 格 下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者（昭和56年3月卒業見込みの者を含む）
- (2) 本学の大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

## 4. 出 願 手 続

- (1) 入 学 願 書 用紙は本学で交付。
- (2) 卒業証明書または卒業見込証明書
- (3) 推 薦 書 指導教官または主任教官等により作製されたもの（形式随意 用紙はB5版縦長横書とする。）
- (4) 調 査 書 大学院修士課程入学者選抜実施要項に基づく調査書 用紙は本学で交付。
- (5) 健康診断証明書 用紙は本学で交付。
- (6) 写 真 上半身、出願前3か月以内に撮影したもの。大きさは名刺型。本学から交付する台紙にはる。
- (7) 受 験 許 可 書 在職中のものは所属長の許可書を添えること。

前記書類を一括し、入学検定料を添え所定の期日までに本学に提出のこと。

出願書類等郵送の場合は必ず書留郵便とし「大学院家政学研究科入学願書在中」と朱書すること。

検定料（12,000円）は定額小為替とし受取人欄に「お茶の水女子大学」とだけ記入し同封すること。

また、返信用封筒（あて先を表記し50円切手を貼付。）を同封のこと。

## 5. 選考期日・出願期日・願書受付場所

区分 専攻名	第 1 次 募 集		第 2 次 募 集		備 考
	選考期日	出 願 期 間	選考期日	出 願 期 間	
児童学専攻	昭和55年 10月9日(木)	昭和55年9月19日(金)	昭和56年 1月30日(金)	昭和56年1月14日(水)	各専攻で第1次募集の合格者が定員に満たない場合には第2次募集を行うことがある。
食物学専攻		〃		〃	
被服学専攻		昭和55年9月25日(木)		昭和56年1月20日(火)	
家庭経営学専攻					

(1) 郵送の場合は出願期間最終日の消印のあるものは受付ける。

(2) 受付時間 平日 午前9時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分  
土曜日 午前9時～午前11時30分

(3) 受付場所 〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号 TEL 03 (943) 3151 (大代表)  
本学家政学部事務部（都バス大塚2丁目または地下鉄若荷谷下車）

## 6. 日時割及び試験場所

## (1) 学科試験・口述試験

専攻名		外国語 9:30~11:00 11:15~12:00	学科筆記試験 13:00~16:00	口述試験 16:10~	
児童学専攻	第一外国語 (英・独・仏の内一)	児(第一以外の外国語で外国語科目に入っているもの)  ※第二外国語  食・被・家経 (英・独・仏の内第一以外のもの)	(1)児童学(発達・保健・臨床・福祉・保育) (2)論文	☆	
食物学専攻			(1)一般化学 (2)栄養学・食品学・食品貯蔵学・調理学		
被服学専攻			被服科学を主とするもの	(1)一般化学(無機・有機・物理化学) (2)被服材料学(繊維化学を含む)・被服整理学(染色化学を含む) (3)論文	
			被服美学・被服構成学を主とするもの	(1)服飾美学(服飾史を含む)・被服構成学のいずれか1科目 (2)論文	
家庭経営学専攻			(1)家政学原論・家庭経済学・家族関係学 (2)論文		

※ 第二外国語の内容は専門に関連するもので受験に際しては辞書を携行して差支えない。

☆ 児童学専攻志願者は、口述試験の際に、学部卒業者は卒業研究または本人の研究成果を示すものを持参すること。

上記の選択科目については出願の際届出のものとする。

## (2) 試験場所 お茶の水女子大学(東京都文京区大塚2丁目1番1号)

## 7. 検定料・入学料及び授業料 検定料 12,000円 入学料 80,000円 授業料(年間) 180,000円

## 8. 合格者発表

第1次募集で合格した者には昭和55年10月16日(木)、第2次募集を行った場合は昭和56年2月5日(木)頃本人に通知すると共に学内にその氏名を掲示する。

## 9. 健康診断

健康診断は健康診断書による。この診断書による検査の結果、本学において更に必要を認めた者に対しては診断を行う。

## 10. 注意事項

- (1) 出願書類等の請求または照会のあて先はすべて本学「家政学部事務部」とし返信用封筒(あて先を表記し50円切手を貼付)を同封すること。
- (2) 出願手続後の書類変更や検定料の払いもどしはできない。
- (3) 第2次募集実施の有無は第1次の合格発表と同時に発表する。

## ○昭和55年度 お茶の水女子大学公開講座募集要項

## 1. 講座名 「ものの見方と考え方」

## 2. 講座のねらい

ある事象をどのような観点でとらえ、どのように解釈するかは、学問の分野によって多少とも違いがある。そして、その違いの中に、それぞれの専門分野の特徴が存在するように思われる。

この講座では、学内の専門分野を異にする各教官がそれぞれの専門をふまえて、ものの見方と考え方を述べ、各分野の特徴を明らかにするとともに、総合的な見方と考え方を養うのを目標とする。

### 3. 日程及び学習内容

実施日時	学習課程	学習方法	講師名
9月13日(土) 午後1:15~4:30	ものの見方と考え方	挨拶 講義	お茶の水女子大学教授 太田次郎
	論理と情緒	〃	同助教授 藤原正彦
9月20日(土) 午後1:15~4:30	「山里」という視座	〃	同教授 三木紀人
	歴史小説と歴史学	〃	同教授 青木和夫
9月27日(土) 午後1:15~4:30	家庭経済の本質	〃	同教授 伊藤秋子
	作家の視点 —エドガー・ポウの場合—	〃	同教授 酒本雅之
10月4日(土) 午後1:15~4:30	物質環境の見方	〃	同教授 中西正城
	食物とppm	〃	同助教授 小林彰夫
10月11日(土) 午後1:15~4:30	物理法則	〃	同講師 亀井理
	—生理学者の見方	〃	同教授 柳田為正
10月18日(土) 午後1:15~4:30	子育てと発達障害	〃	同教授 田口恒夫
	受容の視点 ドイツリアリズム文学の 場合	〃	同教授 杉本正哉
10月25日(土) 午後1:15~4:30	環境と洗剤	〃	同教授 矢部章彦
	都市問題の見方、考え方	〃	同教授 井内昇
11月1日(土) 午後1:15~4:30	からだで考える	〃	同教授 勝部真長
	ものの見せ方と見え方—「八方にらみの ダルマ」の原理—	〃	同教授 関野雄

# 諸 報

## ○海外渡航

所属・職名	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	期 間	渡航種別
家政学部 教 授	山 西 貞	スリランカ共和国	茶のフレーバーに関し、ス リランカ国茶研究所と共同 研究のため	55. 3. 1 55. 3. 13	研 修
文教育学部 教 授	中 村 英 勝	連合王国、スペイン国、 スイス連邦、ドイツ連 邦共和国	幼児教育及び西洋史学の研 究及び資料収集のため	55. 3. 24 55. 4. 5	〃
家政学部 助 教 授	原 ひろ子	アメリカ合衆国	ハワイ大学 (at Manoa) アメリカ研究学科主催の 「日米文化比較研究」国際 会議の一部をなす「婦人と 仕事の世界」部会に参加す るため	55. 4. 11 55. 4. 14	〃
文教育学部 教 授	中 村 英 勝	ルーマニア、連合王国	第15回国際歴史学会議出席 及びイギリス史の研究並び に資料収集	55. 8. 8 55. 8. 25	〃
文教育学部 助 教 授	興 水 はる海	イタリア共和国 スイス連邦	国際会議出席	55. 7. 1 55. 7. 15	〃
文教育学部 教 授	佐 藤 保	台 湾	国立故宫博物院所蔵簿籍 (唐人別集) 調査及び資料 収集	55. 7. 27 55. 8. 6	〃
文教育学部 教 授	勝 部 真 長	〃	招待講演及び調査	55. 8. 21 55. 8. 28	〃
理 学 部 教 授	松 本 勲 武	オーストラリア	第10回国際糖質化学シンポ ジウムに参加し、発表する ため	55. 7. 4 55. 7. 18	〃
理 学 部 助 手	福 田 豊	フランス共和国 スイス連邦 ドイツ連邦共和国 ドイツ民主共和国	第21回国際錯塩化学会議出 席及びヨーロッパ各大学で の研究討論のため	55. 7. 2 55. 8. 3	〃
理 学 部 教 授	中 西 正 城	ドイツ連邦共和国 フランス共和国	国際熱分析会議出席と関連 研究機関との研究交流のた め	55. 6. 30 55. 7. 25	〃
理 学 部 助 手	藤 枝 修 子	〃	〃	55. 6. 30 55. 7. 25	〃
理 学 部 助 教 授	能 村 堆 子	アメリカ合衆国	アメリカ電子顕微鏡学会、 マイクロビーム分析学会の シンポジウムでの講演、討 論及びフライデイハーバー 臨海実験所にて研究討論	55. 8. 2 55. 8. 20	〃
附属幼稚園 教 頭	堀 合 文 子	台 湾	中華民国台北私立幼児学校 研修会講師及び台湾幼児教 育視察研究、見学	55. 7. 12 55. 7. 17	〃
附属小学校 教 諭	萩 原 栄	オーストラリア	美術教育の実状調査及び資 料収集、シドニー日本人学 校において事務引継ぎ	55. 7. 28 55. 8. 27	〃



○給与及び寒冷地手当に関する勧告について  
 人事院は、8月8日、国会及び内閣に対し、公務員の給与改定及び寒冷地手当の改定について勧告した。

1. 給与に関する勧告(抄)

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記のとおり改定すること。

(2) 諸手当

1 初任給調整手当について

医療職俸給表(-)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学の専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額額の限度を38,000円とすること。

2 扶養手当について

手当の月額を配偶者11,000円、配偶者以外の

扶養親族のうち2人までは各1人につき3,500円(配偶者が不在職員の扶養親族にあつては、そのうち1人を7,500円)とすること。

3 通勤手当について

交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給の限度を月額16,000円とすること。これに伴い、その手当支給の最高限度を月額18,500円とすること。

なお、右の改定については、交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とすること。

4 調整手当について

特別の事情により移転した官署等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに対して、当分の間、100分の8の支給割合の範囲内で調整手当を支給すること。

2 改定の実施時期

この改定は、昭和55年4月1日から実施すること。

別記

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(-)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	282,400	218,600	—	—	—	112,900	97,000	—
2	294,500	227,800	194,300	164,600	137,700	118,600	101,600	79,600
3	306,500	237,000	201,900	171,500	143,900	124,400	106,900	82,000
4	318,500	246,300	209,500	178,600	150,100	130,200	112,800	84,600
5	330,500	255,800	217,100	185,700	156,700	136,200	118,100	87,200
6	342,500	265,500	225,000	192,900	163,400	142,000	122,600	90,300
7	354,500	275,200	232,900	200,100	170,000	147,700	127,000	93,600
8	366,400	284,600	240,800	207,500	176,600	153,400	131,200	97,000
9	378,300	294,000	248,800	215,000	183,000	158,300	135,200	100,200
10	390,200	303,000	256,800	222,500	189,400	163,100	138,800	103,300
11	399,100	311,900	264,700	230,100	195,700	167,800	142,300	106,200
12	405,200	320,500	272,600	237,700	202,000	172,400	145,800	108,800
13	411,300	328,300	280,500	245,200	208,300	177,000	149,200	111,300
14	416,900	334,400	288,000	252,500	214,300	181,300	151,900	113,500
15	421,700	340,500	295,400	259,200	220,100	185,400	154,600	115,700
16		344,800	301,400	265,800	225,400	189,500	157,200	117,800
17			307,100	271,100	230,400	193,100	159,700	119,400
18			311,000	276,100	234,200	196,200	162,100	
19			314,800	279,700	237,500	199,200	164,100	
20			318,600	283,300	240,600	201,500		
21				286,900	243,100	203,800		
22				290,500	245,500	206,000		
23					247,900	208,200		
24					250,300			

口 行政職俸給表(-)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	161,200	136,200	111,900	98,900	80,200	71,700
2	166,600	141,100	116,700	103,100	82,600	73,800
3	172,000	146,100	121,500	107,400	85,300	75,900
4	177,600	151,100	126,400	111,900	88,100	78,000
5	183,500	156,100	131,300	116,200	91,200	80,200
6	189,500	161,200	136,200	120,500	94,800	82,500
7	195,600	166,300	140,800	124,700	98,900	85,100
8	201,900	171,400	145,400	128,800	103,100	87,800
9	208,200	176,400	150,000	132,900	107,300	90,800
10	214,500	180,900	154,600	137,000	111,500	94,300
11	220,800	185,400	158,600	141,100	115,400	97,900
12	227,100	189,800	162,600	145,000	119,200	101,600
13	233,400	194,200	166,600	148,800	122,700	105,200
14	239,600	198,600	170,500	152,500	126,100	108,800
15	244,900	203,000	174,400	156,000	129,100	111,900
16	250,200	207,300	178,300	159,200	131,700	114,900
17	255,400	211,500	182,200	162,400	134,200	117,900
18	260,500	215,700	186,100	165,400	136,700	120,100
19	265,300	219,800	189,900	168,300	139,200	122,300
20	269,800	223,800	193,200	170,700	141,400	124,500
21	273,800	227,600	196,000	172,700	143,400	126,400
22	277,800	231,300	198,300	174,700	145,300	128,300
23	281,800	234,600	200,600	176,700	147,200	130,200
24	285,000	237,900	202,600	178,600	149,100	132,100
25		240,300	204,600	180,500	150,900	134,000
26			206,600			135,800
27						137,600
28						139,400
29						141,100

教育職俸給表

イ 教育職俸給表(-)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	157,000	114,500	93,500
2	—	182,900	164,100	121,500	97,600
3	235,300	191,100	171,300	128,500	102,000
4	244,500	199,400	178,600	135,600	107,200
5	253,700	207,700	186,100	142,700	112,600
6	262,900	216,000	193,800	149,800	118,600
7	272,200	224,300	201,600	156,900	124,600
8	281,500	232,800	209,400	164,000	131,100
9	290,700	241,300	217,100	171,100	137,700
10	299,900	249,700	224,600	178,200	144,300
11	309,100	258,000	232,100	185,300	150,900

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
12	318,300	266,000	239,600	192,400	157,200
13	327,500	273,200	247,100	199,400	163,800
14	336,900	280,300	254,500	205,300	168,900
15	346,300	287,300	261,400	211,200	174,400
16	355,700	293,900	268,300	216,500	179,700
17	365,000	300,400	275,100	221,800	184,700
18	374,000	306,900	281,600	227,000	189,700
19	382,200	313,400	288,100	232,200	194,700
20	390,200	319,700	294,600	237,300	199,500
21	398,200	325,400	301,000	242,300	204,000
22	405,900	331,100	307,300	247,200	208,500
23	412,800	336,800	313,000	251,900	212,800
24	418,300	342,200	318,300	256,500	217,000
25	423,100	347,600	322,200	261,000	220,400
26	427,900	352,400	325,400	265,200	223,700
27		355,900		268,400	227,000
28				271,500	230,300
29				274,500	232,800
30					235,200

□ 教育職俸給表(ニ)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	275,000	—	103,000	—
2	282,900	201,700	107,800	86,700
3	290,800	209,200	113,900	89,900
4	298,700	216,700	120,000	93,400
5	306,600	224,200	126,200	97,100
6	314,500	231,700	132,300	101,500
7	322,500	239,300	138,400	106,300
8	330,700	246,900	144,500	111,700
9	338,900	254,500	150,600	117,400
10	346,900	262,100	156,700	123,300
11	354,500	269,700	162,800	129,200
12	361,900	277,300	169,300	135,000
13	369,000	284,700	176,300	140,800
14	376,000	292,000	183,600	146,500
15	380,600	299,300	190,900	152,200
16		306,600	198,200	157,900
17		313,900	205,500	163,600
18		321,200	212,800	169,300
19		328,300	220,100	175,000
20		335,300	227,500	180,300
21		341,800	234,900	185,200
22		348,300	242,200	190,100
23		354,600	249,300	194,900

職務の 等級 号	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
24	円	360,900 円	256,400 円	199,500 円
25		365,100	263,400	204,000
26			269,800	208,500
27			276,100	212,900
28			282,300	217,100
29			288,500	221,000
30			294,700	224,700
31			300,100	227,800
32			305,300	230,900
33			309,900	233,900
34			314,100	236,700
35			318,200	238,900
36			322,200	
37			325,200	

## ハ 教育職俸給表(三)

職務の 等級 号	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	272,400 円	— 円	93,400 円	— 円
2	279,400	171,700	98,200	86,700
3	286,400	179,200	103,000	89,900
4	293,500	186,700	107,800	93,400
5	300,600	194,200	113,900	97,100
6	307,700	201,700	120,000	101,500
7	314,800	209,200	126,200	106,300
8	321,800	216,700	132,300	111,700
9	328,200	224,200	138,400	117,400
10	334,600	231,700	144,500	123,200
11	340,400	239,200	150,600	129,000
12	346,200	246,700	156,700	134,600
13	351,000	253,500	162,800	140,100
14	355,800	260,300	169,300	145,400
15	359,900	267,100	176,300	150,700
16		273,700	183,600	155,900
17		280,300	190,900	160,900
18		286,900	198,200	165,900
19		293,500	205,500	170,800
20		300,000	212,800	175,700
21		306,500	220,100	180,300
22		312,500	227,400	184,500
23		318,100	234,700	188,700
24		323,200	241,900	192,500
25		327,600	248,300	196,100
26		331,300	254,500	199,100
27		334,300	260,700	202,100
28		337,300	266,500	204,700

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
29		340,300	272,100	207,000
30			277,500	209,200
31			282,700	211,300
32			287,900	
33			292,600	
34			297,300	
35			301,500	
36			305,200	
37			308,900	
38			312,600	
39			315,200	

ロ 医療職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1 等 級	特2等級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	276,200	226,400	201,900	171,500	127,000	100,000	87,700	—
2	286,500	235,900	209,500	178,800	133,100	104,600	91,300	82,100
3	296,900	245,400	217,100	186,100	139,200	110,000	95,000	84,800
4	307,300	255,100	225,000	193,600	145,300	115,500	99,000	87,500
5	317,700	264,900	232,900	201,100	151,400	121,000	103,500	90,900
6	328,100	274,700	240,800	208,600	157,600	126,500	108,700	94,300
7	338,500	284,200	248,800	216,200	163,800	132,000	114,100	97,800
8	348,900	293,800	256,800	223,800	170,300	137,500	118,800	100,800
9	359,300	303,000	264,700	231,300	176,900	142,900	123,100	103,700
10	369,700	311,900	272,600	238,800	183,400	148,300	127,300	106,500
11	376,100	320,500	280,500	246,300	189,900	153,700	131,400	109,000
12	381,700	328,300	288,000	253,400	196,100	158,600	135,300	111,400
13	387,300	334,400	295,400	260,000	202,300	163,500	139,000	113,000
14	392,500	340,500	301,400	266,500	208,500	168,300	142,500	
15	397,700	346,600	307,100	271,900	214,600	173,000	146,000	
16	402,200	350,900	311,000	277,200	220,400	177,600	149,400	
17			314,800	282,000	226,100	182,000	152,100	
18				286,700	231,400	186,100	154,800	
19				290,300	235,400	190,200	157,300	
20				293,900	238,900	193,800	159,300	
21					242,200	196,800		
22					244,700	199,100		
23					247,200	201,400		
24					249,600	203,600		

## ハ 医療職俸給表(㊦)

職務の 等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	197,800	154,300	132,300	98,800	86,100
2	204,900	160,200	137,500	103,200	89,200
3	212,100	166,200	142,800	107,900	92,400
4	219,300	172,300	148,300	112,700	95,600
5	226,800	178,500	153,900	117,500	98,800
6	234,500	184,800	159,500	122,400	103,200
7	242,200	191,100	165,000	127,300	107,800
8	249,900	197,400	170,500	132,100	112,600
9	257,600	203,600	176,000	136,800	117,400
10	265,300	209,800	181,500	141,500	122,100
11	273,000	216,000	187,100	146,200	126,800
12	280,700	222,200	192,700	150,900	131,400
13	288,200	228,400	198,300	155,500	135,700
14	295,500	234,500	203,900	160,000	140,000
15	302,800	240,600	209,500	164,500	144,200
16	309,500	246,700	214,900	169,000	148,500
17	316,100	252,700	220,300	173,500	152,700
18	322,200	258,600	225,700	178,000	156,800
19	328,000	264,500	231,100	182,400	160,900
20	331,800	270,300	236,200	186,700	164,900
21	335,500	275,400	241,300	191,000	168,900
22	339,200	279,400	246,300	195,300	172,900
23		283,400	250,200	199,600	176,400
24		287,400	254,100	203,900	179,600
25		290,600	257,800	208,200	182,800
26		293,800	260,800	212,500	185,800
27		296,500	263,800	216,400	188,700
28			266,300	220,300	191,600
29				223,900	193,800
30				226,800	

## 指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	384,000
2	423,000
3	471,000
4	521,000
5	562,000
6	604,000
7	656,000
8	708,000
9	758,000
10	808,000
11	855,000
12	880,000

## 別記備考

- 各俸給表の備考は、現行どおりとする。
- 新俸給施行の日における職員の職務の等級及び号俸は、その前日における職務の等級及び号俸と同一とする。

## 給与勧告についての説明(抄) (人事院)

- 人事院は、例年のとおり、官民給与の精確な比較を行うため、職員の全員について給与等の実態調査を実施するとともに、全国約7,600の民間事業所について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。

右の調査結果に基づく官民給与の較差は、平均9,621円(4.61%)であることが明らかとなったので、これを埋めるための給与改定を行うことが必要

であると認めた。

本年の給与改定に当たっては、俸給表の改善に重点を置きつつ、諸手当についても所要の改定を加えることとした。

## 2 給与改定の内容は、次のとおりである。

### (1) 俸給表

行政職俸給表については、民間給与の傾向等に照らし、世帯形成時に対応する職員の給与の引上げを軸として中堅層職員の給与の改善に重点を置きつつ改定を行うとともに、他の職種の職員の俸給表については、これとの権衡を基本とし、民間給与の実態をも考慮した改定を行うことにより、全俸給表の全等級にわたる改定を行うこととした。

なお、指定職俸給表については、従来から参考としてきた民間企業の役員報酬との間にはかなりの差が存するが、諸般の事情にかんがみ、民間企業役員報酬の本年の改定状況等に配慮しつつ行政職の給与改定と同程度の引上げにとどめることとした。

1 初任給については、一般の事務・技術系の場合、その俸給を大学卒（上級乙試験）97,000円（現行93,200円）、短大卒（中級試験）87,200円（現行83,900円）、高校卒（初級試験）82,000円（現行78,900円）とした。

2 職種別の改善に当っては、大学、高等専門学校の助教授以下の若手教官について昨年に引き続き義務教育諸学校等教員との関係を考慮した改善を行うこととしたほか、税務職員、公安職員及び研究員についても配慮した。

3 各俸給表の各等級の高位号俸については、昨年に引き続きその昇給額を抑えるとともに、号俸の増設は行わないこととした。

### (2) 諸手当

1 扶養手当について、民間におけるこの種の手当の支給状況等を考慮して、支給月額を次のとおり引き上げることとした。

配偶者 11,000円（現行10,000円）

配偶者以外の扶養親族のうち2人 各3,500円  
（現行3,000円）

ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち1人は 7,500円（現行6,500円）

なお、その他の扶養親族については現行（1人につき1,000円）のままとした。

2 通勤手当のうち交通機関等利用者の手当について、民間における支給状況及び職員の通勤の実情を考慮し、全額支給限度額を16,000円（現

行15,000円）に引き上げることとし、これに伴い最高支給限度額を18,500円（現行17,500円）に改めることとした。

なお、自転車等の交通用具使用者の手当額については、民間において同種手当を改定した事業所の割合が少ない等の事情にかんがみ原則として改定しないこととしたが、いわゆる通勤不便者の手当額については、次のとおり引き上げることとした。

片道10キロメートル以上15キロメートル未満  
4,500円（現行4,100円）

片道15キロメートル以上20キロメートル未満  
6,100円（現行5,600円）

片道20キロメートル以上  
7,800円（現行7,100円）

なお、右の改定については、交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とした。

3 住居手当については、民間における支給状況を調査した結果、それとほぼ均衡がとれていると認められるので、現行のままとした。

4 医系教官等に対する同手当の支給月額の限度を38,000円（現行36,500円）に引き上げることとした。

5 期末・勤勉手当については、昨年5月から本年4月までの間の民間における賞与等特別給の支給実績を調査した結果、現行の年間支給割合（4.9月分）でほぼ均衡がとれているので、現行のままとした。

以上のうち、官民給与の比較の基礎となる給与についての改善は、1人当たり平均にして、俸給で8,006円（3.84%）、諸手当で1,024円（0.49%）、その他で591円（0.28%）、計9,621円（4.61%）となる。

3 改定の実施時期については、本年、4月1日としている。

4 近時、人口構造の高年齢化と高学歴化、生活意識の多様化、高度化社会移行への対応など社会経済情勢の基調の変化に伴い、人事管理諸制度はその基本的な諸要因においてこれへの適応が切実に求められている状況にある。とりわけ、公務においては、組織の活力の着実な向上を図り、その民主的、能率的運営を確保することを目指して、将来にわたる長期的かつ安定的な人事行政諸施策を策定し、実現していくことが要請されるが、これに因應するため、従来の経験にかんがみ、現在の情勢を踏まえ、かつ、将来の展望に立った基本的な調査研究に着手すべき時機を迎えているものと考え。現行の給与制度は、

昭和32年の全面的な改正以来20余年を経過し、この間事態の推移に応じ所要の改定は加えられてきているものの、この際、このような観点から給与制度をめぐる諸条件の変化に着目し、所要の整備、改善を進めていく必要がある。本院としては、等級構成、昇給制度及び号俸のあり方を含む俸給表の構造、職種間の給与の均衡、手当相互間の整合性の確保などの諸問題を中心に、民間の動向、任用その他の諸制度との関連にも留意しつつ、給与制度の全般について、総合的な検討を加えていく所存である。

なお、昨年、給与勧告の取扱いに関する閣議決定において、財政再建期間中における国家公務員の昇給期間の延伸問題が採り上げられたが、本院は、給与制度のあり方の検討の一環として、本年、民間における昇給の取扱い状況を調査した。これによれば、民間においても、原則として勤務期間1年につき1回あての昇給が定着しており、また、その一律的な延伸等を行っている例はほとんどないことが認められた。しかし職員の昇給制度のあり方については、前記の給与制度の基本的検討の一環として、今俸給月額増加例

後も引き続き検討することとしている。

5 民間における勤務時間及び週休制度の実態について引き続き調査したところ、週所定勤務時間の平均は42.2時間（1昨年、昨年共に42.3時間）となっており、また、何らかの形で週休2日制を実施している事業所の割合は70.1%（1昨年69.2%、昨年69.3%）に達し、うち隔週又は月2回以上の週休2日制を実施している事業所は全事業所の53.3%（1昨年52.0%、昨年52.5%）を占めており、民間における週休2日制の普及率及び態様は、着実に前進していることが認められる。

職員の週休2日制については、既に昨年8月10日、民間における週休2日制の普及状況など社会一般の情勢に適応させるため、その実施に必要な措置について勧告したところであるが、今日に至るまで実現をみていないので、その実施のため速やかに所要の措置が執られることを期待する。

俸給表	職名	等級・号俸	現行俸給月額	勧告による俸給月額	増加率
		等級 号俸	円	円	%
行政職 (一)	係員	8-6	86,800	90,300	4.0
		7-3	102,400	106,900	4.4
		6-10	156,000	163,100	4.6
	係長補佐 課長補佐 総括課長補佐 課長	5-14	204,800	214,300	4.6
		4-12	227,300	237,700	4.6
		3-12	260,800	272,600	4.5
		2-11	298,800	311,900	4.4
1-6	328,200	342,500	4.4		
行政職 (二)	用務員	4-20	135,400	141,400	4.4
	守衛	3-16	152,300	159,200	4.5
	自動車運転手	2-17	174,300	182,200	4.5
	車庫長	1-19	210,500	219,800	4.4
教育職 (一)	助教	4-13	190,300	199,400	4.8
	教授	2-14	267,600	280,300	4.7
	教授	1-14	322,800	336,900	4.4
医療職 (三)	看護婦	4-11	121,200	126,800	4.6
	看護婦	3-13	148,600	155,500	4.6
	婦長	2-16	205,400	214,900	4.6
	総婦長	特 1-12	268,700	280,700	4.5

2. 寒冷地手当に関する勧告

1 基準額について、定率分と定額分をそれぞれ次のように改めること。

(1) 内閣総理大臣が定める定率分の割合は、100分の

30を超えないものとする。

(2) 内閣総理大臣が定める定額分は、職員の世帯等の区分に応じて次に掲げる額を超えないものとする。



- ア 世帯主である職員(扶養親族のある職員) 63,100円
  - イ 世帯主である職員(扶養親族のない職員) 42,000円
  - ウ その他の職員 21,000円
- 2 北海道に在勤する職員の基準額に加算される額を次のように改めること。

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
甲 地	105,300円	70,200円	35,100円
乙 地	81,600円	54,400円	27,200円
丙 地	61,000円	40,600円	20,300円

- 3 北海道以外の寒冷地で内閣総理大臣が定める地域に在勤する職員の基準額に加算される額は、職員の世帯等の区分に応じて次に掲げる額を超えないものとする。

- ア 世帯主である職員(扶養親族のある職員) 26,100円
  - イ 世帯主である職員(扶養親族のない職員) 17,400円
  - ウ その他の職員 8,700円
- 4 寒冷地手当について、新たに支給額の上限を設けること。

支給額の上限は、指定職俸給表1号俸の俸給月額を基礎とした場合の前記1による基準額(北海道又は前記3の地域に在勤する職員については前記2又は3による額を加えた額)に相当する額とする。

- 5 基準日の翌日から内閣総理大臣の定める日までの間(以下「調整期間」という。)に採用された職員、離職した職員等について、次のように、新たに、寒冷地手当を支給し、追給し、又は返納させる制度を設けること。

(1) 次に掲げる職員に対しては、寒冷地手当を支給する。

- ア 調整期間内に採用された職員(内閣総理大臣が定める職員を除く。)
- イ 寒冷地手当を支給されない職員として内閣総理大臣が定めている職員(以下「除外職員」という。)であった者で調整期間内に除外職員以外の職員となったもの

(2) 次に掲げる職員に対しては、寒冷地手当を追給し、又は返納させる。

- ア 調整期間内に世帯等の区分に変更があった職員(内閣総理大臣が定める職員を除く。)

イ 調整期間内に休職にされ、又は復職した職員(内閣総理大臣が定める職員を除く。)

ウ 調整期間内に離職した職員(内閣総理大臣が定める職員を除く。)

エ 調整期間内に新たに除外職員となった者

- (3) (1)及び(2)の場合において、支給し、追給し、又は返納させる額は、現行の級地を異にして異動した職員の場合との均衡を考慮して内閣総理大臣が定めるものとする。

なお、一の調整期間内において、返納の事由が生じた後に支給又は追給の事由が生じた場合に支給し、又は追給する額については、内閣総理大臣の定めるところにより所要の調整を行うものとする。

- 6 豪雪に係る寒冷地手当の額を7,500円を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額とすること。

- 7 基準額等について、次のような経過措置を講ずること。

(1) 「前記1による基準額」が「基準日(調整期間内に採用された職員にあっては、採用の日)において職員の受ける職務の等級の号俸の昭和55年の基準日における額(基準日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員その他内閣総理大臣が定める職員にあっては、その定める額)と7,800円との合計額(指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、基準日において当該職員の受ける号俸の昭和55年の基準日における額)に従前の定率分の割合を乗じて得た額に従前の定額分の額を加えた額(以下「旧基準額」という。)」に達しない職員については、当分の間、旧基準額をもって基準額とする。

(2) 北海道又は前記3の地域に在勤する職員にあっては旧基準額とこれに加算される従前の額との合計額、その他の寒冷地に在勤する職員にあっては旧基準額が、前記4による支給額の上限を超える場合における当該職員の寒冷地手当の額は、当分の間、前記4にかかわらず、それぞれ、当該合計額又は当該旧基準額の範囲内で内閣総理大臣が定める額とする。

- 8 右の措置は、昭和55年の基準日から実施すること。

寒冷地手当の勧告についての説明 (人事院)

今回、寒冷地手当制度の改正に関し国会及び内閣に対して行った勧告の内容は、次のとおりである。

- 1 基準額の改正

寒冷地手当は、寒冷積雪による生計費の増嵩分を補てんする趣旨のものであり、その基準額は定率分

と定額分とで構成されているが、逐年の給与改定により定率分の占める比率が増加してきており、手当本来の趣旨からみてその適正化を図る必要があると認められるので、現行の定率分の1部を定額に振り替えることとし、基準額について次のような改正をすることとした。

- (1) 新しい定率分の割合は、100分の30を限度とする。
- (2) 新しい定額分の最高額は、扶養親族のある世帯主である職員については63,100円、扶養親族のない世帯主である職員については42,000円、その他の職員については21,000円とする。

2 加算額の改正

北海道に在勤する職員及び北海道以外の5級地・4級地に在勤する職員に支給される加算額について、昭和49年の改定以降における灯油及び石炭の価格の動向、両者の使用割合の変化の状況、これらの地域以外の地域に在勤する職員の場合との均衡等を考慮して改定することとした。

この結果、北海道に在勤する職員の加算額は、扶養親族のある世帯主である職員の場合、甲地(旭川、帯広等)105,300円、乙地(札幌等)81,600円、丙地(函館等)61,000円となり、北海道以外の5級地・4級地に在勤する職員の加算額の最高額は、扶養親族のある世帯主である職員の場合26,100円となる。

参考資料

勧告による5級地における基準額及び加算額(年額)

地域	代表	支給額							
		基準額			加算額				
		定率分	定額分			世帯主である職員		その他の職員	
			扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	その他の職員	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員		
円	円								円
北海道	甲地	稚内 旭川 帯広	(俸給の月額+ 扶養手当の月額) ×30%	63,100	42,000	21,000	105,300	70,200	35,100
	乙地	札幌 室蘭	( " ) ×30%	63,100	42,000	21,000	81,600	54,400	27,200
	丙地	函館	( " ) ×30%	63,100	42,000	21,000	61,000	40,600	20,300
北海道以外	青森 盛岡 秋田	( " ) ×30%	63,100	42,000	21,000	26,100	17,400	8,700	

3 支給額の上限の新設

寒冷地手当の趣旨にかんがみ、その支給額の上限を設ける必要があると認め、このための措置を講ずることとした。

支給額の上限は、指定職俸給表1号俸の俸給月額を基礎とした場合の手当額に相当する額とした。

4 支給、返納等の要件の改正

寒冷地手当は、冬期間における生計費の増高分を補てんする趣旨で支給されるものであるもので、基準日後における採用職員、世帯等の区分に変更のあった職員、離職者等に対して、新たに、手当を支給し、追給し、又は返納させる措置を講ずることとした。

5 豪雪に係る手当の支給額の改正

3級地以下の寒冷地に豪雪があった場合に支給される寒冷地手当の額が昭和39年の手当創設時のまま据え置かれていることから、これを改定する必要があると認め、その最高額を7,500円に引き上げることとした。

6 今回の改正により新基準額が従前の基準額に達しないこととなる職員の基準額等について所要の経過措置を講ずることとした。

7 実施時期

この改正は、昭和55年の基準日から実施することとしている。

○ 56歳以上の職員の昇給制度の改正について  
 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和54年法律第57号）（昭和54年12月12日公布）により給与法が改正され、昭和55年4月1日以降は、56歳以上の職員については、人事院規則の定めるところにより、その昇給期間を延伸し、また56歳以上の職員のうち人事院規則で定める年齢を超える職員については昇給しないこととされたこと等に伴い、人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）等の一部が改正された。その概要は、次のとおりである。

- 1 56歳以上の職員の昇給期間については、56歳に達した日後の最初の昇給にあっては18月、その後の昇給にあっては24月とされた。
- 2 昇給しないこととなる職員の年齢については、一般的には58歳とされたが、行政職俸給表(㊦)又は医療職俸給表(㊧)の適用を受ける職員については特例を設け、60歳とされた。（以下「一定年齢」という。）
- 3 一定年齢を超える職員に対する経過措置については、次のとおりとされた。
  - (1) 昭和55年4月1日（以下「施行日」という。）において一定年齢を超えている職員
    - イ 一定年齢に達した日に受けていた号俸等の2号俸上位の号俸等までの昇給が認められた。
    - ロ 昇給期間は、現行昇給延伸措置の例により、一定年齢に達した日後の最初の昇給である場合にあっては18月、2回目の昇給である場合にあっては24月とされた。
  - (2) 施行日後に一定年齢を超える職員
    - イ 施行日の前日に受けていた号俸等の2号俸上位の号俸等までの昇給が認められた。
    - ロ また、一定年齢に達する日以前の最後の昇給が施行日から2年以内（昭和57年3月31日まで）である者については、更に1号俸上位の号俸等までの昇給が認められた。
    - ハ 昇給期間はその昇給の直前の昇給が12月昇給である場合にあっては18月、18月昇給である場

合にあっては24月とされた。

4 特別昇給制度については、一定年齢を超える職員についても、厳正な運用を前提としてこれを適用することとされた。

○ 「テレビ・ラジオ大学講座」受講生募集について  
 国立放送教育開発センターでは、一般社会人等を対象とした「テレビ・ラジオ大学講座」を関東地域を対象にテレビ放送は8月25日からテレビ朝日で毎朝6時15分から7時まで、ラジオ放送は8月31日からラジオ関東で毎週日曜日6時30分から8時まで放送することとしています。

◇ 放送科目 テレビ

(月)	近代日本経済史	安藤 良雄	成城大学教授
(火)	確率と統計	林 知己夫	統計数理研究所長
(水)	服飾の美意識	谷田 関次	群馬県立女子大学長
(木)	生活とかたち	吉阪 隆正	早稲田大学教授
(金)	日本古代史	井上 光貞	東京大学名誉教授
(土)	音楽史と音楽論	柴田 南雄	元東京芸術大学教授
(日)	海洋の科学	奈須 紀幸	東京大学海洋研究所長

ラジオ

(日)	フランス語 I	福井 芳男	東京大学教授 <sup>3</sup>
	病 気	川喜田愛郎	千葉大学名誉教授

○昭和55年度第1回月例研修会について

本学における研修計画の一環として、事務系職員の資質向上と行政的視野拡大を目的とし、もって公務の能率的な運営を図るため、電子計算機入門研修会を次のとおり実施した。

期 日 昭和55年8月27日(水)～8月29日(金)の3日間

会 場 本学本部棟第二会議室及び沖電気本店

修了者 19名

研修内容及び講師

時 日	午 前		午 後		会 場
	9:30	12:30 13:00		16:30	
第1日目 8月27日(水)	コンピュータの概要	施設見学	コンピュータのハードウェア数値の表現		本学本部棟第二 会議室
第2日目 8月28日(木)	コンピュータのソフトウェア		コンピュータの利用形態		
第3日目 8月29日(金)	映画及び計算センター見学				沖電気本店

講師 沖電気本店派遣職員

小松 秀二

○共済組合体育大会について

第29回文部省共済組合東京地区体育大会が、去る8月2日(土)及び10日(日)の両日にわたり当番校である電気通信大学及び文化庁において開催された。

今年度の競技種目は庭球と排球で、本学の試合結果は、次のとおりであった。

庭	球	(1部)	3位
排	球	(2部)	3位

計 報

○蠟山政道名誉教授死去

名誉教授蠟山政道氏には病気のため5月15日逝去されました享年84才。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

なお同氏には、昭和41年春の生存者叙勲で勲1等瑞宝章が授与されておりましたが、このたび生前の功績により正3位に叙せられ、銀杯1組と祭叢料が下賜されました。

○新任者住所

○職員の住所変更

○住居表示変更

○電話架設

○電話番号変更

日 誌 (抄)

- 5月6日(火) 概算要求連絡会議
- 7日(水) 名誉教授称号授与式、入試委員会
- 8日(木) 臨時関東甲信越地区国立大学会計部課長会議(於東京大学)
- 9日(金) 第55回関東甲信越地区国立学校施設部課長会議(本学)
- 12日(月) 開学30周年記念事業委員会、7大学理学部事務長会議(於奈良女子大学)
- 13日(火) 部局長会議、第16回東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議(於東京医科歯科大学)、第40回国立7大学理学部長会議(於奈良女子大)

	学)	地区国公立大学厚生補導部課長会議 (於東京農工大学)
14日(水)	人文科学研究科委員会、各学部教授会	10日(火) 部局長会議、概算要求連絡会議、日本育英会(学部1年次特別及び一般)奨学生選考会、昭和55年度国立大学施設担当部課長会議(10日、11日:於東京医科歯科大学)
15日(木)	日本育英会大学院奨学生選考会	11日(水) 理学研究科委員会、各学部教授会
16日(金)	廃水管理委員会、電子計算機室運営委員会、昭和55年度文部省共済組合全国主管課長会議(16日、17日:於国立科学博物館)	12日(木) R I 実験室運営委員会、昭和55年度国立大学庶務部課長会議(12日・13日:於一橋講堂)
19日(月)	生活環境研究センター運営委員会、昭和55年度国立大学事務局局長会議(於国立教育会館)	14日(土) 事務連絡会議、大山寮祭(紫陽祭)14日・15日、東京地区国公立大学体育大会女子バスケットボール(本学)、第27回東京地区国公立大学連合文化会(美術部門)学生委員会分科会(於電気通信大学)
20日(火)	部局長会議	15日(日) 東京地区国公立大学体育大会女子バレーボール(本学)
21日(水)	評議会、施設計画委員会、教務委員会、附属学校教育研究委員会、放射線障害防止健康診断	16日(月) 評議会、部局長会議、施設計画委員会、教職課程委員会
22日(木)	学生委員会、学生連絡協議会	17日(火) 女性文化資料館運営委員会、国立大学協会総会(17日、18日:於国立教育会館)
23日(金)	学寮委員会、学寮協議会、教職課程委員会、入試委員会小委員会、理学部計画委員会	18日(水) 一般教育委員会、教務委員会、附属学校教育研究委員会、昭和55年度東京地区国立大学栄養士連絡協議会(於東京大学戸田寮)
24日(土)	第28回東京地区国公立大学体育大会(第1回)実行委員会(於東京医科歯科大学)	19日(木) 留学生顧問教官会議、全国国立大学長会議(於国立教育会館)、第17回東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議(於東京外国語大学)
26日(月)	学生会館運営委員会、日本育英会(学部2年次以上)奨学生選考会、入試委員会、教務委員会	20日(金) 国立大学協会事務連絡会議(於国立教育会館)
27日(火)	予算委員会、一般教育委員会	21日(土) 東京地区国公立大学体育大会女子卓球団体戦(21日、22日:本学)
28日(水)	大学院人間文化研究科会議、人文科学研究科委員会、各学部教授会、定例学生大会	23日(月) 外国人留学生懇談会
30日(金)	昭和55年度前期分授業料免除選考会	24日(火) 廃水管理委員会、附属図書館運営委員会、学寮委員会、学寮協議会、第8回全国大学保健管理センター所長会議(於静岡大学)、昭和55年度入学者選抜・教務関係事項連絡協議会(於第一生命ホール)
6月3日(火)	昭和55年度新入生セミナー実施打ち合せ会、昭和55年度学生定期健康診断(3日~5日)、昭和55年度国立学校経理部課長会議(3日・4日:於東京医科歯科大学)	25日(水) 大学院人間文化研究科会議、生活環境研究センター運営委員会、附属学校委員会、開学30周年記念講演会(本学一般教育棟)
4日(水)	学寮協議会、入試委員会	
5日(木)	昭和55年度国立大学学生部次長・課長、国立高専学生課長会議(於東京医科歯科大学)	
6日(金)	一般教育委員会、昭和55年度国立大学一般教育担当部局協議会(6日、7日:於島根大学)	
7日(土)	東京地区国公立大学体育大会女子軟式テニス(本学)	
8日(日)	東京地区国公立大学体育大会女子バレーボール(本学)	
9日(月)	臨海実験所運営委員会、第70回東京	

26日(木)	極低温実験室運営委員会、昭和55年度留学生交流研究協議会(東地区) (26日、27日:於北海道大学)	25日(月)	昭和55年度教職員家族運動会第1回 実行委員会
27日(金)	国立大学入学者選抜研究連絡協議会 総会(於学会館)	27日(水)	月例研修会(27日~29日)
29日(日)	東京地区国公立大学体育大会女子卓 球個人戦、女子弓道(本学)	28日(木)	1980年度I D E「学生生活研究セ ミナー」(28日~31日:於人材開 発センター富士研修所)
30日(月)	公開講座企画委員会、教務委員会	30日(土)	本学対奈良女子大学軟式庭球定期 戦(30日、31日:本学)
7月1日(火)	部局長会議、施設計画委員会、昭和 55年度厚生補導研究協議会(1日~ 3日:於大学セミナーハウス)、第 14回東京地区国公立大学厚生補導職 員研修会(1日~4日:於東京大学 校見川総合運動場)		
2日(水)	理学研究科委員会、各学部教授会		
4日(金)	事務連絡会議、レクリエーション運 営委員会		
5日(土)	東京地区国公立大学体育大会女子軟 式庭球(本学)		
7日(月)	生活環境研究センター運営委員会		
8日(火)	部局長会議、第20回関東甲信越地区 大学厚生補導職員研修会(8日~11 日:日光市)		
9日(水)	評議会、微音祭プレ企画(本学講堂)		
11日(金)	補講日(11日~17日)		
16日(水)	附属学校教育研究委員会		
17日(木)	昭和56年度大学入学者選抜共通第1 次学力試験実施担当者会議(第1回) (於東邦生命ホール)		
18日(金)	夏期休業始、昭和55年度新入生セ ミナー(18日~20日:於大学セ ミナーハウス)		
21日(月)	勤務時間休暇制度実施状況調査(人 事院)、電子計算機講習会		
27日(日)	第17回本学対奈良女子大学卓球定期 戦(27日、28日:本学)		
8月2日(土)	第29回文部省共済組合東京地区体育 大会(於電気通信大学)		
6日(水)	本学対奈良女子大学硬式庭球定期戦 (6日、7日:於奈良女子大学)		
7日(木)	国立大学入学主幹連絡協議会(7日、 8日:於京都大学)		
10日(日)	第29回文部省共済組合東京地区体育 大会(於電気通信大学)		
11日(月)	人事担当部課長会議(於人事院関東 事務局)		
20日(水)	公開講座受講受付(20日~30日)		